

# 南城市上がり太陽プラン事業 募集要項 (自由提案型・テーマ設定型・こども提案型)

## 令和7年度 南城市上がり太陽プラン事業を募集します！

自治会・区やNPO及びボランティア団体等をはじめとする市民活動団体から提案事業を募集し、優秀な提案事業を行う団体に対し事業実施に係る経費の一部又は全部を助成金として交付します。

### ■ 募集事業

- (1) 自由提案型：テーマや分野は問いません
- (2) テーマ設定型：ムラヤー(自治公民館)を活用して行う地域活性化事業
- (3) こども提案型：こどもたちが考えるまちづくり事業

### ■ 事業説明会

「事業説明会」及び「令和6年度事業の成果報告・発表会」を開催いたします。応募を検討している団体は、「事業説明会」へご参加下さい。

●日時：令和7年4月2日（水）

成果報告・発表会 19:00 ～ 19:30

事業説明会 19:35 ～ 20:00

●場所：南城市役所 1F 大会議室

(南城市佐敷字新里1870番地)

### ■ 募集期間

応募する団体は必要書類を下記の期間中に提出してください。

●期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月21日（月）

### ■ 事業実施期間

●期間：助成決定のあった日から翌年2月末まで

※事業は原則として、助成決定のあった日から、翌年2月末までに完了するものとする。(助成決定は6月上旬頃を予定)

### ■ お申し込み・お問い合わせ先

南城市企画部まちづくり推進課（南城市役所 3F）

住所：〒901-1495 南城市佐敷字新里 1870 番地

TEL：098-917-5394/FAX:098-917-5424

### <募集にあたっての注意事項>

本募集は、令和7年度の南城市当初予算成立を前提とした事前お知らせであり、予算成立後に効力を生じる事業です。よって、南城市議会において当初予算案が否決された場合は、事業を実施することができません。この場合、応募等に要した費用を市に請求することはできず、応募者の負担となることを了承の上、ご応募ください。

# 1 募集する事業

---

地域の課題解決のために、市民活動団体が自主的・主体的に、企画実施するまちづくり事業で、地域の活性化、市民の福祉向上又は公益上必要と認められる事業であり、下記の要件を満たすもの。

## 《応募要件》

応募する事業は、**次の各号に該当する事業**です。

- ① 地域の課題解決を図る事業であること。
- ② 地域コミュニティの活性化を図る事業であること。
- ③ 地域や市の特色を生かし、その魅力を高める事業であること。
- ④ その他市長が適当と認めたもの。

また、**次のいずれかに該当する事業は対象となりません**。

- ① 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。
- ② 地区住民の交流会その他の親睦会的なもの。
- ③ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの。
- ④ 団体の経常的な運営に係るもの。
- ⑤ その他市長が適当でないと認めたもの。

(1) 自由提案型

テーマや分野は問いませんが、応募要件を満たす事業を募集します。

〔主な事業例〕

- ① 地域の伝統、文化、芸能の保存・活用を図る事業
- ② 地域や市の特性を生かした産業振興を図るための事業
- ③ 市民の福祉・健康増進を図るための事業

(2) テーマ設定型

応募要件及び下記の条件を満たす事業を募集します。

【南城市で設定するテーマ】

「ムラヤー(自治公民館)を活用して行う地域活性化事業」

【条件】

(自治会に帰属する団体)

- ・自治会に帰属する老人会、女性会、青年会などの地域団体であること
- ・自治会活動の一環で現在実施している活動ではないこと

(市民活動団体)

- ・市民活動団体の事業として、地域の様々な人たちを巻き込んだ事業であること

(共通事項)

- ・ムラヤー(自治公民館)を活用した事業であること

〔主な事業例〕

- ① ムラヤーで新たなイベントなどを実施(活気に満ちた地域づくり事業)
- ② 団体の人材育成に寄与する活動の実施(地域担い手育成事業)
- ③ 地域の誰もがムラヤーを身近に感じ、地域交流の場となる取り組み(ムラヤー利活用促進事業)

【注意事項】

- ハード整備事業でないこと(インフラや構造物の改修等も含む)
- ムラヤー(自治公民館)を管理する区・自治会と密に連携すること

### (3) こども提案型

分野は問いませんが、応募要件及び下記の条件を満たす事業を募集します。

#### 【条件】

- ・こどもたちが考えるまちづくり事業であること
- ・南城市に在住、または通勤・通学している小学生以上18歳以下のこどもが3人以上（3世帯以上）で、かつこどもをサポートする保護者が2人以上参加している団体であること
- ・団体代表者及び担当者(連絡先)は団体構成員の保護者であること

#### 〔主な事業例〕

- ① ビーチクリーン等の美化活動
- ② 防災啓発活動
- ③ 産業の担い手育成につながる活動

## 2 応募できる市民活動団体

---

市民活動団体は、次の条件を満たすことが必要です。

- ① 自主的・主体的に事業を企画し実施する団体であること。
- ② 活動拠点が市内にある団体であること。
- ③ 5人以上で構成され、その構成員の過半数が南城市に在住、在勤又は在学する者の団体であること。

※自由提案型またはテーマ設定型に応募する団体の団体を構成する者の年齢要件は16歳以上とします。ただし、未成年で団体を構成する場合は、保護者2名を配置し団体の代表者及び担当者(連絡先)として参画すること。

- ④ 事業が採択された際に別紙留意事項に定めた事務局の求めに応じられる団体であること。

下記の条件に該当する場合は対象外とする。

- ① 当事業の助成を既に2度受けている団体。
- ② 営利を目的とする団体、政治団体および宗教団体。
- ③ 市から同一事業について補助金又はこれに類する金銭の交付を受けている団体。  
(例)「南城市地域コミュニティ計画策定助成金」又は「南城市ムラヤー活性化スタートアップ支援助成事業助成金」の交付を受けている、又は応募をしている自治会と区。

### 3 助成金額および採択団体数

---

助成金の額は、予算の範囲内において、次の（１）（２）のいずれか低い方の額以内とし、自由提案型及びテーマ設定型は 50 万円、こども提案型は 25 万円を限度とする。但し、助成金の額に、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

（１）【自由提案型】

- ・助成金額 上限50万円 （交付対象経費の10分の10以内の額。）  
※応募のあった中から、上位1団体程度を採択します。  
※助成対象経費は、区・自治会の場合10分の9以内の額とする。

【テーマ設定型】

- ・助成金額 上限50万円 （交付対象経費の10分の10以内の額。）  
※応募のあった中から、上位2団体程度を採択します。

【こども提案型】

- ・助成金額 上限25万円 （交付対象経費の10分の10以内の額）  
※応募のあった中から、上位2団体程度を採択します。

（２）事業の支出総額から当該事業に係る収入を差し引いた額。

（３）助成金の概算払い

- ・助成対象団体は、事業実施にあたり概算払いが必要な場合は、交付決定額の10分の8を上限とし概算払いを受けることができます。
- ・概算払いを受ける際は、上がり太陽プラン事業助成金概算払申請書（様式第12号）及び請求書（様式第11号）をまちづくり推進課までご提出ください。

## 4 事業費

対象経費と対象外経費は下記の通りです。

ご不明な点があれば、事前に事務局へご確認下さい。

### (1) 対象となる経費

| 対象経費項目    | 例                                                                                                                                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 報償費     | 外部の講師等に支払う謝礼やボランティアへの謝礼金等<br>※助成対象団体の構成員に対する謝礼金は認めません。<br>※商品券や図書券などの金券に係る経費については、<br>一人当たり原則 5,000 円以内とし、助成金額の 20%以内とする（助成金額 50 万円の場合、10 万円以内）                              |
| ② 旅費      | 外部の講師等との打合せや活動に必要な研修参加のための交通費等（レンタカー使用料、バス賃など）                                                                                                                               |
| ③ 消耗品費    | 文房具、コピー用紙等                                                                                                                                                                   |
| ④ 燃料費     | 事業に係る燃料費（ガソリン代など）                                                                                                                                                            |
| ⑤ 印刷製本費   | チラシ・ポスター・パンフレットの印刷代、横断幕・ノボリ作成、資料作成等に係るコピー代等                                                                                                                                  |
| ⑥ 食糧費     | 食糧費については原則として対象となりませんが、事業当日に係る食糧費で、事業当日の運営に関わる団体の構成員及びボランティアへの食糧費については、一人当たり原則 700 円以内とします。<br>（例）ビーチクリーン活動当日の弁当代<br>700 円 × 参加人数 20 名 = 14,000 円<br>※打ち合わせや会議などでの食糧費は認めません。 |
| ⑦ 通信運搬費   | 事業にかかるはがき・切手代・郵送代等                                                                                                                                                           |
| ⑧ 使用料・賃借料 | イベント会場使用料・資機材賃借料等<br>※助成団体やその関係者が管理する施設等の使用料及び賃借料は認めません。（自治会がワークショップを開催するために公民館使用料を支払う等）                                                                                     |
| ⑨ 保険料     | 事業に係る保険料（イベント保険やボランティア保険など）                                                                                                                                                  |
| ⑩ 委託費     | 専門的な業務を外部に委託する経費                                                                                                                                                             |
| ⑪ 備品費     | 事業実施に必要な不可欠と認められる機器の購入（1 万円以上の物品購入）                                                                                                                                          |
| ⑫ その他経費   | 事業実施に必要な上記以外の経費                                                                                                                                                              |

## （２）対象とならない経費

- ① 助成対象団体の構成員やその関係者に対する支払い（人件費、報償費）
- ② 団体の運営に係る経常的な経費（家賃、光熱費、水道料金、インターネット回線使用料など）
- ③ 団体内部の打ち合わせや会議での飲食費
- ④ 金品の譲渡、贈与、寄付等に係る経費
- ⑤ 事業を伴わない備品の購入
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、助成対象経費として不適当と認められる経費

## ５ 採択方法及び審査基準

審査は市内の中学生が行います。選考については、「自由提案型」「テーマ設定型」「こども提案型」の部門別に審査を行います。応募多数の場合は、書類選考による一次審査を実施し、一次審査を通過した団体のみ、二次審査の公開プレゼンテーション審査を行います。一次審査（書類選考）の結果については、二次審査の１週間前までに文書で通知します。（市のホームページにも掲載）

### 【自由提案型】

| 審査項目     | 内容                                                                  |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| ① 公益性    | ・ 一部の人たちの利益だけではなく、市民全体のための事業となっているか。                                |
| ② 有効性    | ・ 地域課題を的確に把握し、その課題解決に向けた事業であるか。                                     |
| ③ 収支の適正性 | ・ 収入と支出の内容が適切かどうか。<br>・ 提案団体が自ら資金を確保しようとしているか。<br>（会費、協賛金などの自主財源確保） |
| ④ 継続性    | ・ 単発的な事業で終わるのではなく、次年度以降も継続して実施していける事業であるか。                          |

### 【テーマ設定型】

| 審査項目  | 内容                                   |
|-------|--------------------------------------|
| ① 公益性 | ・ 一部の人たちの利益だけではなく、地域全体のための事業となっているか。 |

|          |                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 有効性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が設定するテーマの趣旨や内容を的確に把握し、地域コミュニティの活性化が図れる事業であるか。</li> </ul>                     |
| ③ 収支の適正性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入と支出の内容が適切かどうか。</li> <li>・提案団体が自ら資金を確保しようとしているか。（会費、協賛金などの自主財源確保）</li> </ul> |
| ④ 継続性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単発的な事業で終わるのではなく、次年度以降も継続して実施していける事業であるか。</li> </ul>                           |

#### 【こども提案型】

| 審査項目     | 内容                                                                                                                    |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 公益性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の人たちの利益だけではなく、地域のためになる工夫がある事業であるか。</li> </ul>                               |
| ② 自主性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもたちが中心となって、自主的に活動できる事業であるか。</li> </ul>                                      |
| ③ 収支の適正性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入と支出の内容が適切かどうか。</li> <li>・提案団体が自ら資金を確保しようとしているか。（会費、協賛金などの自主財源確保）</li> </ul> |
| ④ 継続性    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単発的な事業で終わるのではなく、次年度以降も継続して実施していける事業であるか。</li> </ul>                           |

## 6 個人情報情報の取扱い

（１）応募に伴う情報をはじめ、この事業において収集した情報は使用目的の範囲内で適切に知り扱い致します。

（２）公開プレゼンテーション及び事業実施に伴い撮影した写真などをマスコミ及び市ホームページ等に掲載することがございます。

## 7 事業提案から事業実施までの流れ

### 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年4月21日（月）





**R6年度事業の成果報告会・R7年度事業説明会**

令和7年4月2日（水）19時～20時

※応募を検討されている団体は、なるべく事業説明会にご参加下さい。



**事業提案書の提出【締め切り日】**

令和7年4月21日（月）17時

南城市企画部まちづくり推進課（3F） 必着

※募集期間を過ぎての書類提出は、一切受けつけません。



**一次審査（書類選考）の結果通知**

応募多数の場合、提出書類をもとに、一次審査を実施します。一次審査の結果は、二次審査の1週間前までに各団体へ文書で通知します。（市のHPにも掲載）



**公開プレゼンテーション審査（二次審査）**

令和7年5月24日（土）9時～ 南城市役所 大会議室

※一次審査を通過した団体のみ、二次審査の公開プレゼンテーション審査を行います。詳細日程については後日ご連絡します。



**採択団体の決定（※文書で通知）**

令和7年5月下旬頃（予定）

※二次審査の結果（採択又は不採択）については、文書で通知致します。



**補助金交付決定式**

令和7年6月上旬予定

※採択された団体の代表者は必ずご参加ください。補助金交付式終了後、説明会を開催致します。



**提案事業実施期間**

助成決定の日～令和8年2月末まで

※事業は原則として、助成決定のあった日から、翌年2月末までに完了するものとする。（助成決定は6月初旬頃を予定）



**実績報告書の提出**

令和8年3月上旬 ※事業終了後、速やかに提出

※事業が終了したら、速やかに実績報告書を提出してください。



**事業の成果報告・発表会**

令和8年4月上旬（予定）

※採択された団体は R8年 4 月上旬に予定している成果報告・発表会へ参加し、事業実施の成果報告を行っていただきます。

## 8 応募方法

### (1) 提出書類

- ・募集期間内に下記表の書類を提出してください。
- ・募集要項をよく読み、所定の提案用紙にご記入ください。
- ・手書きで提出する場合は、黒ペン又はボールペンで記入してください。

| チェック欄                    | 応募提出書類一覧             | 様式              |
|--------------------------|----------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> | ① 事業提案書              | 指定の様式に記入してください。 |
| <input type="checkbox"/> | ② 提案書                |                 |
| <input type="checkbox"/> | ③ 提案事業収支予算書          |                 |
| <input type="checkbox"/> | ④ 実施スケジュール           |                 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 団体概要書              |                 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥ 見積書                | 任意の様式でも構いません。   |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 規則又は会則（こども提案型は省略可） |                 |
| <input type="checkbox"/> | ⑧ 会員名簿               |                 |

（注意１）①②③④⑤については、指定の様式に記入して下さい。⑥⑦⑧については任意様式で構いません。

（注意２）審査員（中学生）に分かりやすいように、提案書の内容は明瞭かつ簡潔にお書きください。

### (2) 書類の提出

提出書類は下記の提出先で配布します。

※南城市役所ホームページからダウンロードできます。

提出先：南城市企画部まちづくり推進課 3F

〒901-1495 南城市佐敷字新里 1870 番地

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は事前に担当者に提出書類のチェックを受けること）

**提出期限：令和7年4月21日（月）17時（必着）**

### 【応募に関する問合せ】

まちづくり推進課 TEL：098-917-5394

平日（8時30分～17時15分まで）